

松 山 大 学 論 集  
第 28 卷 第 3 号 抜 刷  
2 0 1 6 年 8 月 発 行

「ひきこもり」支援の展開  
—— 地方への広がりに着目して ——

石 川 良 子

# 「ひきこもり」支援の展開

—— 地方への広がりに着目して ——

石 川 良 子

## 1. は じ め に

「ひきこもり」は2000年代に入ってから新たな社会問題として急速に高い関心を集め、各地で支援団体や家族会、自助グループが活発に動くようになり、それに牽引されるようにして政府も支援体制を整えてきた。この15年間で、長らく引きこもっていた人々やその家族が交流し、問題解決に取り組むための場は格段に増えた。しかし、都市部と地方ではだいぶ差がある。1990年代から「ひきこもり」の取材を続けてきた池上正樹は、地方で引きこもっていた経験を持つ30代後半の男性の声を紹介している<sup>1)</sup>。

この男性は資格試験に失敗したのをきっかけに、20代前半から30代にかけて実家で8年ほど引きこもっていた。同じ敷地内に暮らしていた兄が訪ねてくることへの恐怖心から、夜中しか自分の部屋を出ることができなかった。近所の目を怖れるがゆえに外出もままならず、のちに東京で暮らすようになってから「地方の当事者の苦しさが、より鮮明にわかった」という。たとえば、実家の近くでは列車に乗っているだけで注目されているように感じたが、東京では誰も周りを意識していない。引きこもるようになってから4年ほど経って外に出たいという気持ちが芽生え、インターネットで近くに「ひきこもり」の集まりがないか検索してみたが、県内の居場所や家族会についての情報は一切出てこなかった。唯一引っかけた「地域若者サポートステーション」(後述)に勇気を出して出かけたものの職員に心ない言葉を投げつけられ、ふたたび自宅

に引きこもるようになったという。

引きこもっている人が何らかの行動を起こすときには、まず支援団体が運営する居場所などに行くことが勧められる。しかし、安心して足を運べるようなところを探すのが極めて難しく、支援機関でも理解や関心が低いため逆に傷つけられかねないという地方の状況が、以上からはうかがえる。私は東京・神奈川を中心に調査を行ってきたが、周囲の当事者はたいてい複数の支援団体やグループ活動と関わりがあった。ある集まりと相性が良くなって通い続けられなかったとしても、その日の気分や状況によって、行く先を選ぶこともできる。複数の集まりをめぐる回遊魚のような当事者の姿が当たり前のように見られたが、それは都市部に限られた風景であったと言える。

しかし、このところ「ひきこもり」支援の地方への広がりや、地域に根ざした取り組みに注目が集まっている。そのきっかけになったのは秋田県藤里町の取り組みである。詳しくは第4節で取り上げるが、過疎高齢化が進む小さな町で地元の社会福祉協議会が実態把握調査を行い、自治体を単位とした詳細な調査は、全国的に極めて珍しいこともあって注目を集めた。さらに、この調査に基づいて展開されている支援事業も高い成果を収め、NHKの番組「クローズアップ現代」でも紹介された（2013年10月28日放送）。一方、2009年に厚生労働省が「ひきこもり対策推進事業」を創設し、2010年には内閣府が「子ども・若者育成推進法」を公布・施行するなど、政府も地方自治体での支援体制の整備・強化に力を入れるようになってきている。これを受けて自分たちの暮らす地域での実態を明らかにすべく独自に調査を行う自治体等も増えてきた（表1を参照）。

本稿ではこうした状況を踏まえ、地方への広がりという点に着目して「ひきこもり」の支援がどのように展開してきたのか整理したい。2節では政府（おもに厚生労働省）の施策、3節では2つの「ひきこもり」の全国組織の概要、4節では地方自治体における先進事例を紹介し、5節で若干の考察を加えたい。

表1 地方自治体等による「ひきこもり」に関する調査

実施年	実施主体	調査題目・趣旨
2010	内閣府	「若者の意識に関する調査」
2010-11	秋田県藤里町社会福祉協議会	「引きこもり者等実態把握調査」
2013	東京都町田市保健所	「若年者の自立に関する調査報告」
2013	山形県子育て推進部	「困難を有する若者に関するアンケート調査」
2014	島根県健康福祉部	「ひきこもり等に関する実態調査」
2014	愛知県知多市社会福祉協議会	「若者の意識および市民の若者に対する意識調査」
2015	山梨県精神保健福祉部	「ひきこもり等に関する調査」
2015	青森県さくらの会（民間）	「ひきこもり実態アンケート調査」

## 2. 政府による「ひきこもり」の支援体制の整備

政府による「ひきこもり」支援は厚生労働省を中心にして進められてきた。その動きをまとめたのが表2である。

表2 厚生労働省による支援体制の整備（日野（2015）をもとに一部加筆した）

年月	事項	枠組み
2003.7	『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン』	精神保健福祉
2008.1	「ひきこもり関連施策推進チーム」発足	
2009.4	「ひきこもり対策推進事業」創設	総合的福祉
	「ひきこもり地域支援センター設置事業」創設	
2010.4	「子ども・若者育成支援推進法」施行（内閣府）	
	5 『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』	
	7 『若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』報告書（内閣府）	
2011.3	『ひきこもりに関する相談・支援事例集』	
2013.4	「ひきこもり対策推進事業」の拡充	他分野包括支援
	「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」創設	
2015.4	「生活困窮者自立支援法」施行	

2001年、厚生労働省は『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン』の暫定版を全国の精神保健福祉センター・保健所に到達し、2003年に最終版を公開した。このなかで「ひきこもり」は「さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義され(p.1)、統合失調症などの精神疾患を背景としないものを「社会的ひきこもり」として区別し、地域精神保健の新たな課題として位置づけた(p.4)。

一方、政府は高い失業率や無業者の増加など雇用情勢が悪化するなかで若者の自立をサポートするべく2003年に「若者自立・挑戦プラン」を策定し、厚生労働省は2005年に共同生活を通して若者の職業的自立を促す「若者自立塾」、2006年に働くことに悩む若者のための相談窓口である「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」と表記)を設置した。前者は2009年度末に「事業仕分け」によって廃止され、後者も2009年度の行政改革推進会議「秋のレビュー」で不要との見解が出されたことで予算が大幅に削減された。サポステの運営委託先には「ひきこもり」支援に実績を持つ団体も含まれているが、必要な支援サービスがなかなか当事者には届かない状況が続いている。

こうしたなかで厚生労働省は2008年に「ひきこもり関連施策推進チーム」を発足させ、精神保健福祉の領域に留まらず、総合的に「ひきこもり」に対応していく方針を打ち出した。翌年には「ひきこもり対策推進事業」を創設し、「ひきこもり」に特化した専門的な第一次相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」の設置に乗り出した。まずはこのセンターで相談を受け、それから保健医療関係機関、就労関係機関、福祉・行政関係機関、教育関係機関、民間団体などと連携して対応にあたるようにすることをねらいとしている。初年度は全国で17箇所だったが、2016年現在は67箇所に設置されている。続いて2013年、「ひきこもり」の長期・高齢化や、それに伴って本人や家族から寄せられる多様な相談への対応および継続的な訪問支援の実施を目的として、「ひきこもりサポーター」の養成研修・派遣事業を開始。そして、2010年には前

述した対応のガイドラインの改訂版『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』を公開した。

他方、内閣府も「ひきこもり」支援に乗り出し、2010年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行した。この法律は教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を目指すものである。とくに関係機関の連携体制の整備に重点が置かれ、「子ども・若者支援地域協議会」の設置が明記されている。しかし、既存のネットワークとの構成メンバーの重複、予算措置の不明確さ、担当部局の曖昧さなどの問題が指摘されており、厚生労働省の「ひきこもり対策推進事業」との関係も不明確であることから、現場に混乱をもたらす部分があったようだ（古庄2015）<sup>2)</sup>

また、内閣府は同年7月に『若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』の結果を公表し、「広義のひきこもり」は全国で69.6万人に上るとの推計は注目を集めた<sup>3)</sup>。この報告書では、人間関係を円滑に築けないことを異常とみなす社会の風潮が「ひきこもり」を助長しているのではないかと、という見解が示されている。しかし、先ほど述べた厚生労働省による改訂版ガイドラインでは精神障害との関連が強調されており、一部メディアはこの不一致について「関係者の間には困惑が広がっている」と報じた<sup>4)</sup>

2015年4月、「ひきこもり対策推進事業」は生活困窮者自立支援制度の任意事業のひとつとして位置づけられた。本制度は生活保護受給の前段階にある生活困窮者に対して相談支援を行うとともに、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたって支援を行うものである。これまで制度の狭間にあって十分に支援を受けられなかった人々に対して包括的な支援を行うことを目指している。

ひきこもり状態にあって既に生活が困窮しているケース、いまはそこまで至っていないまでも将来的に生活困窮に陥るリスクの高いケース、あるいは生活

困窮の背後に「ひきこもり」が潜んでいるケース（たとえば生活費の不足で相談に訪れた高齢者で、よくよく話を聞いてみると子どもが長年引きこもっているというケースなど。相談者本人は「ひきこもり」として問題を認識していない場合もある）については、「ひきこもり地域センター」と連携して対応することになる。また、後述するNPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会をはじめとする各地域の当事者団体とも協力するように呼びかけている。2016年6月、厚生労働省は各都道府県や政令指定都市の担当部局に対して、改めて「ひきこもり地域センター」との連携について通知した。

以上のように、2000年代に入ってから政府は厚生労働省を中心にして「ひきこもり」に対する支援体制の整備を進めてきた。政府内での見解の不一致や、従来から「ひきこもり」支援ならびに若者支援に力を入れてきた自治体と、そうでない自治体とのギャップなどがありながらも、引きこもっている人々を支えていく基盤が全国的に作られつつある。

### 3. 「ひきこもり」支援の全国組織

本節では、「ひきこもり」支援を全国各地に広めることに貢献していると思われる2つの民間組織を取り上げ、その概要をまとめた。

#### 3-1 NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会

「ひきこもり」の関連団体のなかでいち早く全国組織を作り上げてきたのが、NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会（以下「KHJ」と表記）である。1999年、自身も引きこもる子どもを持つ奥山雅久（2011年3月没）が代表発起人となって「引きこもりKHJ親の会」を埼玉県で発足。翌年に「全国引きこもりKHJ親の会」に移行し、2004年にNPO法人化を経て、2015年12月に現在の名称に改められた。

「KHJ」はもともと「強迫神経症（K）」「被害妄想（H）」「人格障害（J）」の頭文字を組み合わせたものである。病理性を強調することのねらいは、引きこ

もる本人の精神力や親の愛情によっては解決しないことを親たちに理解させること、障害者年金の受給対象として国に認めさせることにあった(池上 2001)。しかし、会の内外を問わず「ひきこもり」を病気と捉えることに対して根強い抵抗・反発があったせい、2014年度の総会で「家族・ひきこもり・Japan」と略称を変更した<sup>5)</sup>

現在は東京都豊島区に本部を構え、全国各地で60団体が支部として活動している<sup>6)</sup>。設立当時の支部数は10に満たず、15年の間に着々とその数を増やしてきた(図1参照)。支部団体には以前から活動していた家族会で本部からの呼びかけに応じて加盟したところもあれば、KHJの支部として新たに発足したところもある。たとえば中四国地方のある支部団体は、地域に「ひきこもり」の家族会が存在せず、支援のノウハウも一切蓄積されていなかったため、本部に教えを請うかたちで活動を開始したという。

KHJでは各支部ごとに月例会などを開いているほか、全国大会を年に1度開催している。10回目となる2015年度の全国大会は香川県高松で開催され、会場に収まりきれないほど多くの人々が参加していた。懇親会も盛況で、全国

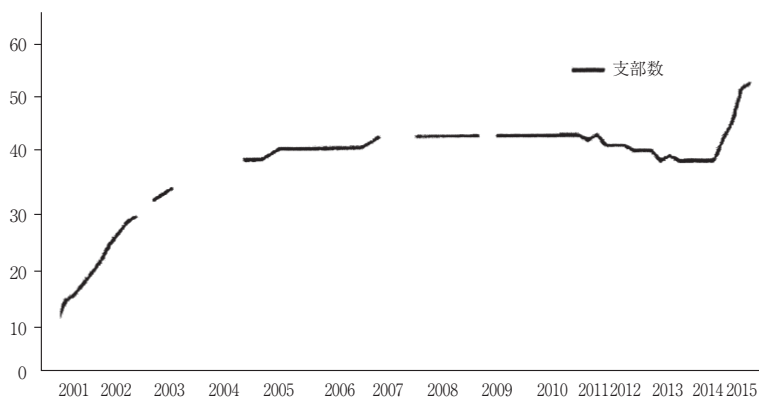


図1 支部数の推移(境(2015)を一部修正)



各地から集まってきた家族・当事者が交流を深める様子が見られた。KHJは設立当初から公的支援の充実を訴えるべく国会議員や厚生労働省への積極的な働きかけを続けており、これに対して支部を増やすのはロビーイング活動を有利に展開するためであって、実際のところは烏合の衆に過ぎないという批判を、よく耳にした（とくに設立初期）。しかし、仮にそうだったとしても、支援が手薄だった地域に家族会の活動を根づかせてきたことは、一定の評価に値すると思う。

2015年には「KHJ全国キャラバン」と銘打ち、5月から12月まで全国21地域で「ひきこもり大学」を開催した。「ひきこもり大学」は、もともとは東京都内在住のある当事者が発案したイベント方式である。当事者が講師となって「親や家族、関心のある一般の人たち」に向かって「講義」を行い、引きこもる中で蓄積してきた知識や知恵を「周囲の誤解を解き、家族関係を改善していくこと」に活かすのがねらいだ<sup>7)</sup>。KHJがこれを取り入れ、のべ746名が参加した<sup>8)</sup>。親たちが当事者を利用しているだけなのではないかという懐疑的な視線もありつつ、各地に“埋もれて”いた人々が交流する糸口となったことは確かであろう。

### 3-2 全国社会的ひきこもり支援連絡会議<sup>9)</sup>

全国社会的ひきこもり支援連絡会議は、和歌山県の支援者（民間支援団体の代表や精神保健福祉相談員など）が中心になって全国の支援者に参加を呼びかけ、2004年に結成された。2006年1月に和歌山で「社会的ひきこもり支援者全国実践交流会」が初開催されて以降、全国各地に会場を移して毎年開かれている。2016年2月の福島大会で11回目を数えた<sup>10)</sup>。最近では支援者、家族、当事者、行政関係者、研究者、学生など、「ひきこもり」に関心を持つ様々な人々が700名近く参加している。

2日間にわたる交流会では、講演やシンポジウム、テーマ別実践交流会などのプログラムが用意されている。テーマ別実践交流会では①就労と仕事おこ

し、②学齢期の若者支援～ひきこもり・学校連携、③精神障がい・発達障がいの若者支援、④「居場所」の課題と展望、⑤ひきこもりの高年齢化といったテーマが揃い、各地の実践者による報告をもとに学習交流が行われている。

2014年からは「ひきこもり」支援に重点を置きながらも、より広範な若者支援を展開するべく「若者支援全国共同連絡会議」と名称を改め、交流会も「全国若者・ひきこもり協同実践交流会」に名称変更された。「ひきこもり」状態には教育問題、家族問題、地域問題などの要因が複合的に関わっており、総合的な支援が必要とされるとの認識からである。実際、若年ホームレスの支援団体や韓国の青少年支援センター、福島の復興支援プロジェクトなど関わる団体の幅が広がっており、同連絡会議はこうした取り組みを通して「ひきこもりの若者のような生きづらさと向き合う若者たちとともに、多様な分野との協同を通して、より生きやすい社会の創造」（古庄 2015：169）を目指している。

#### 4. 地方における「ひきこもり」支援の事例

本節では地方における「ひきこもり」支援の先進事例として注目を集めている秋田県藤里町社会福祉協議会と、静岡県内で活動するNPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡の取り組みを概観する。

##### 4-1 秋田県藤里町社会福祉協議会の取り組み<sup>11)</sup>

###### (1) 「引きこもり者等実態把握調査」の実施

藤里町は秋田県の最北端、白神山地の麓に位置し、2016年6月現在の人口は3,524人、高齢化・過疎化の進む山間の町である。藤里町社会福祉協議会は2010年3月から2011年8月にかけて「引きこもり者等実態把握調査」を行った。その結果、長期の不就労状態にあり、自宅などで引きこもっている18～55歳の町民が少なくとも113名、そのうちの半数近くが40代以上であることが明らかになった。この人数は対象年齢人口1,293人（2011年11月現在）の8.74%を占める。

この調査で特筆すべきは、藤里町社協が準備を進めていた「引きこもり者等支援事業」のニーズ把握のために行われたという点である。引きこもっている人や長期不就労の人の数をカウントすること自体が目的だったわけではなく、引きこもっている人々などの福祉の拠点として2010年4月にオープンさせた施設「こみっと」で、どのような支援を提供すればよいのか探ることを目的にしていた。そのため厚生労働省の作成した定義は採用されておらず、誰に支援を届ける必要があるのかという観点から調査対象が設定されている。

具体的には、18歳以上55歳未満で定職を持たずに2年以上が経過する人が調査の対象となった。一般就労につなげるための事業をイメージしていたため、ひきこもり状態にあるかどうかよりも、不就労状態が続いているかどうかを重視している。また、対象年齢が55歳未満となっているのは、55歳以上は同社協が事務局を務めている「シルバーバンク事業」で受け入れ可能だからである。そして、2年以上を基準にしたのは、訪問調査を受け入れてもらえるかどうかを考えたためである。半年では本人やその家族が問題意識を持っていない可能性があり、かえって戸惑わせてしまうことが懸念された。このように、本調査は既存の事業ではカバーできていない人々を掬い上げ、確実に支援につなげていくことを意識して設計されている。

## (2) 「ひきこもり者等支援事業」・「ひきこもり者等実態把握調査」の経緯

藤里町社協の「ひきこもり者等支援事業」の正式名称は、「ひきこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業」である。当初は地域に住む若者支援、次世代の担い手づくりの事業を考えていたが、社協として事業を行うにあたって対象者の明確化を求められ、このような名称になった。支援を必要とするすべての若者に支援を届けたいという思いが、「ひきこもり者等」の「等」には込められている。「ひきこもり者等支援事業」は「後付け」の名称であり、そもそも「ひきこもり」だけを対象に考えているわけではなかった。

「ひきこもり者等支援事業」の構想は、地域福祉の向上を目指して様々な活

動が行われるなかで練られていったものである。本事業を強力に推進してきた事務局長（当時）の菊池まゆみ氏が町民とともに高齢者対象の事業に取り組むことを通して、若い人たちにとっても暮らしやすい地域を作っていかなければならないという問題意識が共有されていったようだ。また、高齢者支援で対応に苦慮するケースの中には知的障害・精神障害の問題が大きな割合を占めていることが分かってきたことや、失業して実家に戻ってきた子どもが老親の年金に頼りきりで生活が苦しくなっていたり、同様に失業した子どもが親の介護に追われて就職からも結婚からも遠ざかっていたりするようなケースに直面してきたことも、菊池氏が本事業に着手することを後押ししたと推察される。

「ひきこもり者等支援事業」が具体化するきっかけとなったのは、秋田県社会福祉協議会が県内の市町村社協と協力して一斉に取り組んだ「地域福祉トータルケア推進事業」の一環で、2005年に介護予防を目的とする事業を開始したことだった。次いで町民のニーズに応じて介護者のための事業も始めることになり、その流れで上がってきた引きこもる子どもを持つ親からの要望に応えるべく居場所を開設しようということになった。ところが、「こだわりの縁側」と名づけられたこの事業構想だけが遅々として進まない。そこで、まずは町内にどのくらい引きこもっている人がいるのか明らかにする必要があるとして、調査を行うことになったのが2006年である。

その後、自治会や民生委員、PTAなどの協力を得て18～55歳で2年以上にわたって不就業状態にある人、自宅に引きこもっている人の名簿を作成した。そして、「ひきこもり者等支援事業」の拠点となる施設「こみっと」のオープンを挟んで2010年2月から全戸調査を実施するに至り、前述の数値が明らかになった。対象者名簿に記載されている全ての家庭を訪ね、113名のうち78名が継続的な訪問支援を了承した。この実態調査の内容は、詳細な支援相談報告として事業化にも活かされている。

### (3) 「こみっと」事業の概要

ひきこもり者等のための福祉の拠点施設「こみっと」の主な事業は、①週1回のレクリエーション活動、②パソコンの自由利用、③お食事処「こみっと」(就労訓練)、④白神まいたけキッシュの製造販売(中間就労)、⑤「こみっと」バンク(有償ボランティア)である。

①はカラオケ・セットや卓球台などを用意して週1回レクリエーション活動を楽しみ、定期的に通ってきてもらえるように、事務所のパソコンを開放している(②)。③のお食事処「こみっと」は、施設内に開いた手打ちそばをメインとする平日ランチタイムのみ営業の食堂で、登録生はそば打ちや接客を行う。④は町の特産品として登録生とともに開発した「白神まいたけキッシュ」の製造販売で、町内外のイベントに出かけることもある。これは工賃が発生する。⑤は町内から寄せられる様々な依頼(たとえば風呂掃除や畑仕事など)に応じて施設外に出かけ、有償ボランティアとして働くものである。以上に加えて、ハローワーク経由で⑥の求職者支援事業が年に1~2回行われる。⑥の対象は「こみっと」に利用登録した人(以下「登録生」)に限られない。

事業の企画段階では①~⑤へと徐々にステップアップし、そのうえで⑥に参加して一般就労につながっていくようなイメージを描いていたという。しかし、その思惑とは裏腹にもっとも参加者を集めたのは、⑥の求職者支援事業だった。逆に、①のレクリエーション活動に参加する人は皆無だったという。しかも、求職者支援事業に参加した「ひきこもり者等名簿」の対象者で、「こみっと」に登録する前に一般就労を決めていった人も予想以上に多かった(初年度の2010年は7名のうち5名が就職し、残り2名が「こみっと」登録生になった)。

時間的な順序は不明だが、のちに「こみっと」の登録生となった若者が社会福祉協議会の採用試験に現れたことも、事務局長の菊池氏に大きなショックを与えたようだ。引きこもっている人が出かけられる場所がないなら作ればいいし、レクリエーションを用意して楽しんでもらえばいい。それで満足できない

人には少しボランティアをしてもらうので十分だ、と菊池氏は思っていた。しかし、あくまで引きこもっている人が望んでいるのは就労を通じて社会に参加することであって、そのことに思い至らなかった自分の「無神経さ、甘さ、そして思い上がり」に恥じ入ったという。

また、居場所が不人気だったのは、そこに参加した人に役割が与えられていないためであることも分かってきた。お試しで「こみっと」を訪れた人にレクリエーションやパソコンを勧めるだけでは次につながらないが、スタッフに余裕がなく食堂の手伝いを頼んだりすると継続して通ってくるようになることが少なくなかったという。問題は引きこもっている人の能力不足ではなく、役割を与えられず、活躍の場が奪われていることにこそあったのである。こうしたことから「こみっと」は当初の方針を転換して、引きこもっている人を就労につなぐことを意識しながら活躍の機会を増やすようにし、それだけではなく逆に、かれらの力を誰もが暮らしやすい地域の実現に活かしていく道筋をも作り上げつつある。

もうひとつ「こみっと」の事業化にあたって懸念されていたのが、匿名性の低さである。「こみっと」には高齢者団体やボランティア団体、身体障害者協会などに関わる様々な人々が入り込んでいる。藤里町のような小さな町で匿名性を保つのはほとんど不可能に近く、そのため登録生が偏見や好奇の目に晒されることを、とくに家族が心配したようだ。しかし、それも杞憂に終わった。引きこもっていた本人にとっては家族以外の人、スタッフでも近隣住民でも皆似たような存在だったのかもしれないと、菊池氏は振り返っている。また、登録生がコピー機の扱いに困っている年配者を手助けしたり、他団体が使用した会議室を掃除したりと、支援する者／される者という区別も退いていった。利用者にとって、登録生たちは「ひきこもり」という顔のない存在ではなく、同じ町に暮らしていて、たまたま「こみっと」で知り合った1人の若者以外の何者でもないのだろう。

## 4-2 NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡の取り組み<sup>12)</sup>

NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡（以下「SSNS」と表記する）は、通称「静岡方式」と呼ばれる独自の就労支援の手法で注目を集めた団体である。理事長を務める津富宏氏は少年院に勤務していた経験があり、保護司制度に着想を得ているという。SSNS は2002年に任意団体として活動を開始し、2004年にNPO法人格を取得。2005年頃から「静岡方式」を完成させた。現在は約100名のボランティア（ジョブサポーター）が静岡県内で活動している。

### (1) 静岡方式の特徴

「静岡方式」とは一言でいえば、一般市民のボランティアが伴走しながら働きたいけれども働けない若者の就労を支援するものである。その特徴として「リカバリー志向」と「地域志向」の2点が挙げられる。

1つ目は「リカバリー志向」である。静岡方式がモデルとしているのは、精神障害者の伴走型の就労支援方式IPS（Individual placement and Support）である。IPSの原則は「徹底した当事者中心主義」と「本人はリカバリーしようという信念」に集約される<sup>13)</sup>とくに重要なのは後者で、IPSでは本人のポテンシャルに対して高い信頼を置き、したがって就労を準備するための訓練を経由せず一般の職場で働き出すことが可能だと考える。このことがIPSによる就労率の高さにつながっているという。また、このリカバリー志向は精神障害者のケースマネジメント理論であるストリングスモデルに由来しており、その原則は次に見る地域志向とも関連している。

2つ目は「地域志向」である。第一に、就労支援のための場を持たないこと。静岡方式では支援機関がもつ施設や、本人の自宅での支援は原則として行わない。これは居場所をつくらないことで本人が滞留することを防ぎ、直ちに職場へとつなげることを意図している。支援対象者の居住地の近隣に住むメンバーが担当者になるという。第二に、支援者は一般市民であること。静岡方式では支援者になるための資格や経験は不要である。個々の支援者が地域で暮らすな

かで培ってきた地縁、血縁、校縁、社縁、趣味縁を活かして地域のストレングスを見いだし、それを若者が一人ひとり持っているストレングスに結びつけることができればよい。第三に、お節的な地域を創ること。静岡方式は就労支援活動を通じて、他者を見捨てない包摂的な社会を創ることを目指している。若者は支援される者であると同時に、地域を作り直すための機会を提供する者として位置づけられるということだろう。

以上のように、静岡方式は①地域において、②地域の力で、③地域のために行われているものである。

## (2) 静岡方式の流れ

静岡方式では、6ヶ月をワンクールとして年に2回、20名を対象に支援を行っている。参加できるのは「40歳未満で、現在就職しておらず、すべてのプログラムに参加できる人」で、「必ず本人が申込み、“働きたい”という意思表示をしていること」が条件である。身体障害や知的障害をもつ人なども受け入れている。

まずは4回の集合セミナーから支援は始まる。事前セミナー、学生主導の合宿セミナー、保護者を交えたセミナー、就労体験の意義を学ぶための企業セミナーである（合宿のみ1泊2日、あとは半日）。セミナーの費用はすべて無料で、行政からの補助とボランティアによって支えられている。

セミナー終了後は支援を受ける若者が暮らしている地域の近くに住む一般市民が担当者となり、伴走型支援を開始する。本人の希望を丁寧に掬い上げながら半年間の計画を立て、「アルバイトに就きたい」「正社員になりたい」などの目標に向けて行動していく。担当になった人は、それぞれの分野で培ってきた職業上の知識やスキルを活かして若者を支えていく。3ヶ月経過したところで中間報告会を行い、さらにその3ヶ月後に修了式を迎える。その時点で8割程度の確率で若者たちは動き出しているそうだが、修了式はあくまで通過点であるに過ぎない。したがって、フォローアップの機会も用意されている。2週間



から2ヶ月に一度の頻度でミーティングが県内8箇所で開催されており、若者はいつでも自由に参加してよい。

### (3) アクセスコストの軽減と見えやすい“出口”の用意

静岡方式の特色として注目すべきは、アクセスコストを軽減するための工夫と、見えやすい“出口”を用意していることである。

まず、静岡県は全国的に見れば比較的経済的に余裕のある世帯が多く、雇用につながっていなくても親を頼って直ちには困窮しないで済んでいる若者も少なくない。しかし、交通が不便であるため車の免許がなければ支援資源にアクセスすることが難しく、とくに山間部や海岸部に暮らす若者はいっそう孤立しがちである。このような状況にある人々に対して、相談拠点や支援拠点を主要都市にのみ設けて、「窓口まで来なければ支援を開始できない」というのでは全く意味がない。そこで、静岡方式では若者が支援にアクセスする際のコストを軽減するため、全県各地でボランティアを募集・確保して面的展開を図っている。

次に、静岡方式では若者のための居場所などは運営せず、支援のスタートと同時に職場へとつなぐための活動をただちに開始する。これは居場所などを持ってしまうと、まずはそこに来てもらうための支援が必要になり、次いで場に馴染んでももらうための支援、さらには居場所から出させるための支援が必要になるからだという。また、若者自身が居場所を離れるのを怖れて滞留するのを防ぐことも意図している。また、相談窓口や居場所は支援の「入口」を用意しているだけであって、「出口」を示しているわけではない。若者本人やその家族にとってはあらかじめ「出口」が見えていることが重要になる。というのも、働いていないことは当人たちにしてみれば「恥」でしかなく、「出口」が見えるからこそ、その「恥」を晒してまで支援を受けようという気持ちを持ってもらえるからである。

## 5. 考 察

「ひきこもり」支援の地方への広がりに着目して、政府による支援体制の整備、全国組織の展開と活動、秋田県藤里町の取り組みを駆け足で見してきた。最後に、地方における「ひきこもり」の困難および支援について若干の考察を加えたい。

### 5-1 匿名性の低さ／顔の見える個人としての関わり

地方における「ひきこもり」の困難として、まずは匿名性の低さを挙げられる。引きこもる人の多くは自身の現状を否定的に捉えており、それゆえ引きこもっていることが露顕するのを恐れ、個人として特定される状況を忌避する傾向にある（石川 2003）。反対に、匿名性の高い状況であれば比較的自由に動くことは、以前から指摘されてきたところである。したがって、人口が少なく住民や親族間のつながりが強い地域では、引きこもることの心理的負担がいや増し、自宅により閉じこもりきりがちになっても不思議はない。

そして、ふたたび外に出る際のハードルもいっそう高くなると考えられるが、それを越えることができたとき、匿名性の低さがプラスに作用する場面もあるのかもしれない。というのも、「ひきこもり」という類型的で不可解な存在としてではなく、たとえば“〇〇さんのお宅のお子さん・お孫さん”といった個別的で歴史を持った存在として、はじめから関係性を築きうるからだ。もちろん顔が見え過ぎるからこそ生じる葛藤があることは軽視できないが、私自身はこれまでの調査を通して、はじめに“「ひきこもり」の当事者”として出会った人と、「ひきこもり」という枠を外して関わられるようになるまでの難しさを実感している。

藤里町社協の取り組みを概観して、ここで行われているのは“「ひきこもり」支援”ではなく“「その人」支援”なのではないか、という印象を持った。良くも悪くも匿名性が低いというだけでなく、やはり全戸調査を行って支援対象

になりうる人と直接コンタクトを取るところから始めていることが大きいように思われる。ただし、全戸調査を実施できたのは「小さな町」だからだとのみ考えるのは、あまりに単純だろう。「小さな町」であることを含めて、自分たちの暮らす地域だからこそできることを模索し、実践と方法論を積み上げてきたことを見落とさないように気をつけねばならない。

## 5-2 「ひきこもり」支援のための資源の不足／既存の地域資源の活用と活性化

もうひとつの困難としては、「ひきこもり」を支援するための資源不足が考えられる。第1節で地方出身のある男性の経験を紹介したように、支援サービスを提供する機関・団体や居場所がなく、外に出たいと思ってもそれが叶わないことが大いにありうる。ただし、引きこもっている人への支援は、必ずしも“ひきこもり”支援”という枠組みのなかで行われなければならないものではない。要は引きこもっていることが攻撃や非難の対象にならないこと、就労に限らない多様な社会参加の機会に開かれていることなどが大事なのであって、そういった場を提供できるならば、「ひきこもり」を専門とする機関や団体である必要はないし、極端に言えば、支援とは無関係のところ（たとえば喫茶店や古書店など）であってもかまわないはずだ。静岡方式はこの考え方を具体化したものと言えるだろう。

引きこもっている人を含めて、働くことに難しさを抱えている人たちを広く支援しているある団体の代表に、話を聞く機会があった。この団体が活動しているのは「ひきこもり」の支援団体がほとんど見当たらない地域なのだが、既存の地域資源を有効に活用することができれば「ひきこもり」にも十分に対応可能である、と強調していたのが印象に残っている。また、次のような懸念も聞いた。「ひきこもり」を専門とする機関や団体での支援は、ともすれば引きこもっている人を内部に囲い込んでしまい、かえって世間とのギャップを広げることになりかねないのではないか、と。「ひきこもり」という枠にこだわる

弊害の指摘である。非常に楽観的な見方をすれば、「ひきこもり」を支援するための資源の不足は、匿名性の低さ同様に、都市部とは異なる地方ならではの実践を生み出していく可能性を孕んでいるのかもしれない。

## 6. お わ り に

これまで「ひきこもり」の支援については、動きが活発で蓄積もある都市部の事例をモデルにして考えられがちだった。都市部で行われてきたことの全てが地方では役に立たないわけでは決していないだろうが、やはり、それぞれの地域に合ったやり方、いわば“ご当地支援”を探求していく必要がある。そして、これは結局のところ都市部か地方かの違いに関わらず言えることである。

「ひきこもり」は引きこもっている人の個人的資質だけでなく、家族関係や地域の特性、社会情勢など多様な要因が絡み合って現象する。問題解決を目指すのならば、当該の問題を構成している要因を解きほぐし、それぞれの状況に合った道筋を（どうなれば問題が解決したと言えるのかということも含めて）探らなければならない。各地の取り組みを「ひきこもり」支援として一括りに捉えるのではなく、それぞれの固有性や独自性、ならびにそれを成り立たせている様々な文脈を解明していくことが今後の課題になる。

### 註

- 1) 「引きこもりするオトナたち第239回地方の対人恐怖者がイベントを主催するまでの葛藤」(<http://diamond.jp/articles/-/71867>, 2015. 5. 21 公開) より。
- 2) 2010年4月25日付の朝日新聞朝刊では、「自治体態勢整わず／「不登校・引きこもり」支援法今月から／岐阜県」という見出しで、対応に苦慮する岐阜県内の様子が伝えられている。
- 3) 「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」という「狭義のひきこもり」23.6万人と、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」という「準ひきこもり」46.0万人の合計。

- 4) 「ひきこもりの分析で対立／厚労省『精神障害』, 内閣府『社会風潮』」(MSN 産経ニュース, 2010. 12. 5 配信, <http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/101205/plc1012050908005-n1.htm>)
- 5) ホームページ内「団体概要・支部」より (<http://www.khj-h.com/khj.html>, 2016. 7. 15 取得)。
- 6) KHIJ の会報「旅立ち」80号 (2016年1月発行) より。地域ごとの内訳は以下のとおりである。東北・北海道ブロック10, 関東ブロック15, 東海ブロック5, 北越ブロック7, 近畿ブロック6, 中国ブロック5, 四国ブロック4, 九州・沖縄ブロック8。
- 7) 「ひきこもり大学」ホームページに掲載されている発案者の言葉から引用した (<http://hikiuniv.net/>, 2015. 7. 25 取得)。
- 8) 「ひきこもり大学 KHIJ 全国キャラバン 2015」ホームページより (<http://khj-c.net/archives/category/univ/>, 2016. 7. 15 取得)。
- 9) 本項は古庄 (2015) を参照した。
- 10) そのほかの開催地は, 東京, 京都, 北海道, 佐世保, 岐阜, 神戸, 宮崎, 大阪, 沖縄の9箇所。
- 11) 藤里町社会福祉協議会・秋田魁新報社編 (2012), および菊池 (2015) を参照した。
- 12) 津富 (2014) を参照した。
- 13) IPS の原則は以下の通り。①除外される人はゼロ: 適用基準は当事者の選択による, ②援助付き雇用は他の支援サービスに統合される, ③一般就労がゴールである, ④個別の給付金受給相談が重要である, ⑤迅速な職探し: 当事者が働くことに興味を示したら, すばやく職探しを始める, ⑥就労後のサポートを継続的に行う, ⑦当事者の好みが重要である。

## 文 献

- 藤里町社会福祉協議会・秋田魁新報社編, 2014, 『ひきこもり町おこしに発つ』秋田魁新報社。
- 古庄健, 2015, 「ひきこもり支援の歩みと課題」青木道忠・関山美子・高垣忠一郎・藤本文郎編著『ひきこもる人と歩む』新日本出版社, 155-175。
- 日野徹, 2015, 「国におけるひきこもり施策」第10回 KHIJ 全国大会報告原稿。
- 池上正樹, 2001, 『引きこもり生還記——支援の会活動報告』小学館。
- 石川良子, 2003, 「パッシングとしての〈ひきこもり〉」『ソシオロジ』(148): 39-56。
- 菊池まゆみ, 2015, 『「藤里方式」が止まらない——弱小社協が始めたひきこもり支援が日本を変える可能性?』萌書房。
- 境泉洋, 2015, 「KHJ16年の検証」第10回 KHIJ 全国大会報告原稿。
- 津富宏, 2014, 「地方の若者就労支援の現場からみる若者と家族の課題」『家族社会学研究』26(1): 13-18。

※本稿は2014年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。